

(3) 税金や保険料等の減免・猶予・特例

国民健康保険税を減免します



総務部税務課 ☎22-1121
各総合支所市民サービス課

◆対象となる世帯は

国民健康保険に加入している世帯で、次のいずれかに該当する世帯

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯(り患世帯)
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する世帯(減収世帯)

◇世帯主の令和2年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(事業収入等)のいずれかの減少額が、前年のその収入の30%以上であること。

◇世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること。

※会社都合で離職された方は、本制度での減免ではなく「非自発的失業者の保険税軽減制度」が適用されます。

◆申請期限は 令和3年3月31日まで

◆減免割合は

世帯主の前年合計所得	300万円以下	400万円以下	500万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	10/10	8/10	6/10	4/10	2/10

※新型コロナウイルスの影響により、世帯主が事業等を廃止した場合には、前年合計所得に関わらず、10/10の減免割合が適用されます。

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、以下の事実が確認できる書類(写し可)

【り患世帯の場合】

◇医師の診断書、死亡診断書など

【減収世帯の場合】

◇事業の内容が分かるもの(登記簿謄本など)

◇昨年の収入が分かるもの(給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えなど)

◇令和2年1月から申請する月までの収入が分かるもの(給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など)

【事業等を廃止した世帯の場合】

◇世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等を廃止したことが分かるもの(廃業等届出書など)

◆減免の対象となる国民健康保険税

	令和元年度	令和2年度
普通徴収	10期	1期～10期
特別徴収	2月	4月～翌2月

※納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの

後期高齢者医療保険料を減免します



市民生活部健康推進課 ☎22-0370
各総合支所市民サービス課

◆対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかに該当する方

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する方

◇世帯主の令和2年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(事業収入等)のいずれかの減少額が、前年の事業収入等の額の30%以上であること。

◇世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

◆減免割合は

左記の1に該当する場合は全額減免、左記の2に該当する場合は世帯主の前年の合計所得等により、算出された対象保険料額の2割～10割減免

※減免割合は「国民健康保険税の減免」の表が適用されます。

◆申請期限は 令和3年6月30日まで

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑のほか、事実が確認できる書類は「国民健康保険税の減免」と同様です。

◆減免の対象となる後期高齢者医療保険料

	令和元年度	令和2年度
普通徴収	8期・9期	1期～9期
特別徴収	2月	4月～翌2月

※納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの